

京丹後市告示第19号

京丹後市福祉施設等抗原定性検査キット購入費用補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年2月25日

京丹後市長 中山 泰

京丹後市福祉施設等抗原定性検査キット購入費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の高齢者福祉施設、障害者福祉施設及び児童福祉施設（以下「福祉施設等」という。）において、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の感染拡大の防止及び福祉施設等の安全で安定的な事業活動を継続することを目的に、抗原定性検査キット（以下「検査キット」という。）を購入した社会福祉法人等に対し、京丹後市補助金等交付規則（平成16年京丹後市規則第64号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者福祉施設 次に掲げる施設をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う施設

イ 介護保険法第115条の45第1項に規定する第1号事業を市内で行う施設

(2) 障害者福祉施設 次に掲げる施設をいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスの事業を行う施設

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定する施設

(3) 児童福祉施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する

施設をいう。

- (4) 社会福祉法人等 福祉施設等を運営する社会福祉法人及び福祉施設等の運営を許可又は認可された法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、福祉施設等を運営する社会福祉法人等であつて、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市税等の滞納がないこと。
(2) 京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと又は及び暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が福祉施設等の職員、利用者その他の必要な者に対して実施する抗原定性検査とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、検査キットの購入費用及び検査キットの購入に係る郵送・配送料金その他の検査キットを購入するために必要と認める経費とする。

- 2 検査キットは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく承認を受けたものとする。
3 補助対象経費に対し、国、府等の補助金又は貸付を受ける場合は、当該補助金又は貸付の額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、一の年度につき25万円を限度とする。

(交付の申請及び請求)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、京丹後市福祉施設等抗原定性検査キット購入費用補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請及び請求は、申請者が検査キットを購入した日の属する年度の末日までに行うものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、京丹後市福祉施設等抗原定性検査キット購入費用補助金交付決定通知書（様式第2号）又は京丹後市福祉施設等抗原定性検査キット購入費用補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を通知したときは、当該決定を受けた者に速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則又はこの告示に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手続により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、京丹後市福祉施設等抗原定性検査キット購入費用補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該取り消した者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助決定者に対し期限を定めて当該補助金の返還を求めることができる。

(関係書類の整備)

第12条 補助決定者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和4年2月25日から施行し、令和4年1月27日以後の検査キット

の購入に係る補助対象経費について適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、前項に規定する補助対象経費に係る第9条から第13条までの規定については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

申請者 所在地

法人名

代表者

印

電話番号

京丹後市福祉施設等抗原定性検査キット購入費用補助金交付申請書兼請求書

京丹後市福祉施設等抗原定性検査キット購入費用補助金交付要綱（令和4年京丹後市告示第19号）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請するとともに申請額を請求します。

記

1 交付申請額（請求額） 円 （千円未満切捨て）

2 添付書類

- (1) 検査キット購入実績報告書
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類（領収書の写し等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 振込口座

金融機関	
預金種目	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

様式第2号（第8条関係）

番 号
年 月 日

様

京丹後市長



京丹後市福祉施設等抗原定性検査キット購入費用補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京丹後市福祉施設等抗原定性検査キット購入費用補助金については、京丹後市福祉施設等抗原定性検査キット購入費用補助金交付要綱（令和4年京丹後市告示第19号）第8条の規定に基づき、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件

- ※ 補助金は提出いただいた申請書兼請求書に記載の指定口座に振り込みます。
- ※ 交付決定後に、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが認められた場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長



京丹後市福祉施設等抗原定性検査キット購入費用補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京丹後市福祉施設等抗原定性検査キット購入費用補助金については、京丹後市福祉施設等抗原定性検査キット購入費用補助金交付要綱（令和4年京丹後市告示第19号）第8条の規定に基づき、次のとおり不交付の決定をしたので通知します。

記

1 不交付とする事業

2 不交付の理由

様式第4号（第10条関係）

番 号
年 月 日

様

京丹後市長



京丹後市福祉施設等抗原定性検査キット購入費用補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 号による京丹後市福祉施設等抗原定性検査キット購入費用補助金の交付の決定の全部（一部）を、京丹後市福祉施設等抗原定性検査キット購入費用補助金交付要綱（令和4年京丹後市告示第19号）第10条第2項の規定に基づき次のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 交付決定の取消額 円
- 2 取消しをする理由
- 3 取消しをする事業の内容（取消額の算定基礎）